

補助額

1事業あたり

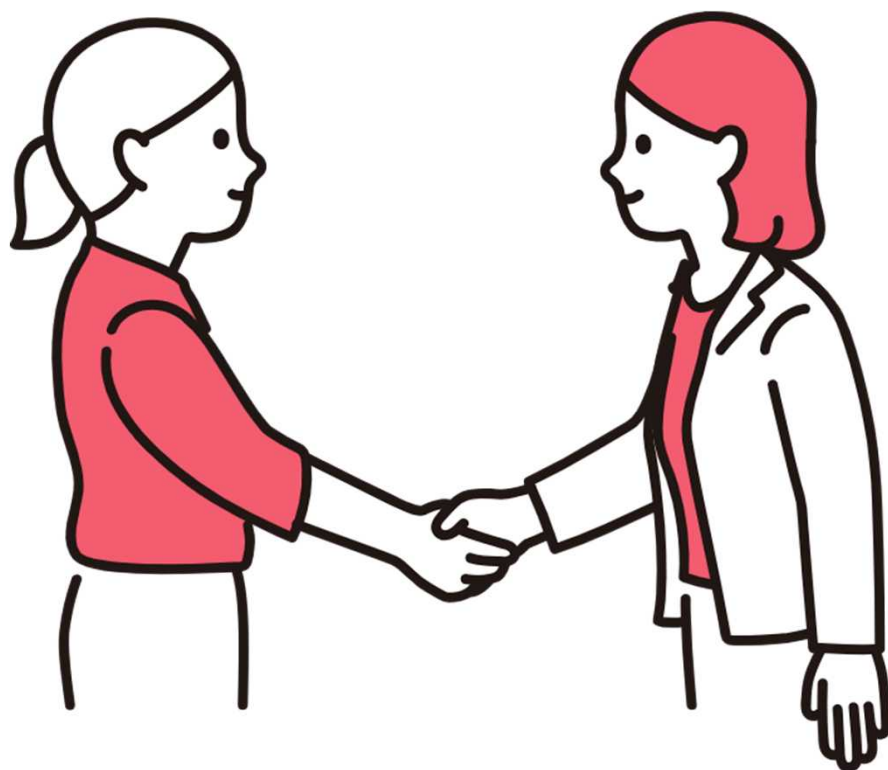
20

万円

申請期限

令和8年

6月12日(金)締切



企業連携型NPO活動 支援事業

茨城県では、企業と協調して地域貢献活動を行うNPOを支援しています。
令和7年度に引き続き、外国人の地域参加を促す事業の募集を強化しています。
地域貢献に意欲的に取り組むNPOのみなさんの事業提案をお待ちしています。



環境



教育・文化



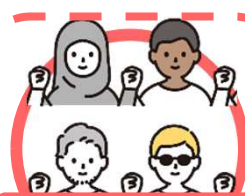
青少年・子ども



医療・福祉



まちづくり・防災



外国人地域参加促進

主な活用事例

- ・外国ルーツの子ども達への学習支援
- ・子ども食堂の開催
- ・自然環境体験学習会の開催
- ・ジオツアーのための案内作成
- ・まちおこしイベントの実施
- ・医療的ケア児に関する講演会開催

講師謝礼、チラシのデザインや印刷費、子ども食堂に使用する食材費、会場や物品のレンタル料 など

茨城県 県民生活環境部 多様性社会推進課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL:029-301-2175 MAIL:tasui3@pref.ibaraki.lg.jp

助成事業の仕組み

- ①NPOが企業と連携可能な事業を申請し、県が審査のうえHPに事業を公表
 - ②企業が県HPから申請事業を確認し、県に対して寄付（NPO事業の一覧は6月掲載予定）
 - ③企業から寄付の申し出のあったNPO事業を対象に、県が交付を決定（交付決定は7月予定）
- ※企業から寄付の申し出がない場合は、助成が受けられない場合もあります。

応募資格

茨城県内に活動拠点があり、地域貢献活動を行う以下のいずれかの団体が対象です。

- (1)特定非営利活動法人
- (2)ボランティア団体等の営利を目的としない団体で次のいずれにも該当する団体
 - ア 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、責任者を記載した会員名簿を備えていること
 - イ 団体の構成員が5名以上の団体であること
 - ウ 宗教活動や政治活動を行う団体ではないこと
 - エ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。)にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体ではないこと
 - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと

助成対象事業

茨城県内で実施する地域課題解決に向けた、企業と連携が可能な非営利活動が対象です。また、次のいずれかの分野に該当する活動で、令和9年3月10日(水)までに完了する事業であることが必要です。

- ① 環境 ② 教育・文化 ③ 青少年・子ども
 - ④ 医療・福祉 ⑤ まちづくり・防災 ⑥ 外国人地域参加促進
- ※令和7年度に引き続き、**外国人地域参加促進分野**の事業を**重点事業**として募集を強化しています。
※原則、同一事業について他の制度による助成を受けている場合は対象外になります。
※助成対象経費20万円以上の事業が対象です。

助成対象経費(例)

区分	対象経費
人件費	対象事業に従事する外部スタッフの手当
報償費	講演会等の外部講師への謝金
旅費	外部スタッフや外部講師のための交通費
消耗品費	対象事業のために必要な事務用品、食材費 等
印刷製本費	対象事業を周知するためのチラシ・ポスター等の印刷に係る費用 等
使用料及び賃借料	会場使用料
保険料	ボランティア保険料

※対象外経費については、助成金交付要項をご確認ください。

その他

事業の詳細や助成金の交付要項については、茨城県のHPをご確認ください。
https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/josei/kenmin/kigyorenkeigata/kigyorenkei_top.html

